

オートローンのご契約終了にともなう 自動車名義変更の手続きについて

オートローンをご利用いただき、ありがとうございました。

現在、お客さまのお車の所有者名義はご契約時のとおり弊社になっておりますので、お客さま もしくは 新たな所有者名義への変更手続きをお願いします。

お客さま名義への変更手続きは、本書面に記載の『「弊社の書類」の受領方法』で「弊社の書類」をお受け取りいただき、次にお乗りになる方（継続してお乗りになられる場合はご本人様）の書類や車検証等をご準備の上、次にお乗りになる方の住所を管轄している運輸支局（協会事務所）等でお手続きをお願いします。

同封の「オートローンのご契約終了による自動車名義の変更について」の用紙には有効期限はありません。名義変更のお手続きまで無くさずに保管をお願いします。

所有者名義変更（移転登録）のお手続きをお願いいたします

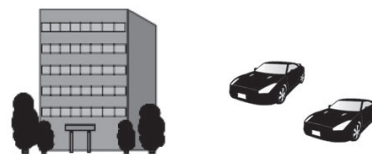
お客様の現在の状況

ローンは終了となりました。
でも・・・車検証上の所有者は弊社のままです。

車検証
所有者：弊社
使用者：〇〇〇



管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会事務所の窓口にて、所有者名義変更（移転登録）等のお手続きをお願いします。



オートローンが終了いたしました。

しかしながら、車検証の所有者は弊社のままになっております。

そのため所有者をお客さま もしくは 新たな所有者に変更するお手続き（所有者名義変更（移転登録））をお願いいたします。

所有者名義変更（移転登録）は次にお乗りになる方（使用者）の住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会事務所でのお手続きになります。

■ 所有者名義変更（移転登録）手続きには・・・

所有者名義変更（移転登録）を行うには「弊社の書類」（※）が必要です。

名義変更の予定がつかまりましたら、裏面の「弊社の書類」の受領方法をご確認の上、お手続きをお進め下さい。

※「弊社の書類」とは、譲渡証明書・委任状・印鑑証明書等です。
（軽自動車の場合は、申請依頼書・所有者承諾書等）

■ お車を廃車される場合・・・

お車を廃車される場合も、改正道路運送車両法、自動車リサイクル法・重量税還付制度の趣旨に基づき、所有者名義変更（移転登録）後に廃車手続きをお願いいたします。

弊社名義のまま、廃車（抹消登録）はできません。

「弊社の書類」の受領に関するお問い合わせ先・・・

株式会社アプラス オペレーションセンター

TEL 0120-096-260 〈受付時間 9:30~17:30（土・日・祝はお休みです）〉
FAX 0120-005-542

自動車の名義変更に必要な「弊社の書類」の受領方法

下記にご案内の通り書類をご準備いただき、弊社に送付して下さい。
確認後、「弊社の書類（譲渡証明書・委任状・印鑑証明書など）」をお送りします。

(1) 「弊社の書類」の受領に必要な準備について

必要な書類



現在のお住まい住所と車検証の住所・氏名が異なる場合

「住民票等の住所・氏名のつながりのわかる書類一式(※1)」も必要

<ご注意>

※1 名字の変更、転居、行政区画の変更等で現在のお住まいの住所と車検証の氏名、住所が異なる場合、つながりの確認できる謄本や住民票等のご用意をお願いします。

(2) 弊社への送付と「弊社の書類」の受領について

(1)で準備した書類を送付



弊社



弊社の書類を受領

次の送付先に、同封の返信用封筒もしくは記録の残る書留郵便または宅配便の方法で(1)で揃えた書類一式をご送付下さい。
書類を確認の上、「弊社の書類」をご返送いたします。
なお、お手続きには約1週間程度かかりますのでご了承ください。

(注)

- ・(1)の書類に不備があった場合「弊社の書類」を返信できないことがあります。
- ・(1)の書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

送付先

株式会社アプラス オペレーションセンター 所有権解除係
〒564-0051
大阪府吹田市豊津町9番1号 ビーロット江坂ビル8階

ご送付させていただく「弊社の書類」

- ・印鑑証明書 ※軽自動車の場合は
- ・委任状 ・申請依頼書
- ・譲渡証明書等 ・所有者承諾書等

※弊社からお送りする書類に関しては再発行は致しかねますので、厳重にお取り扱い下さい。

(3) 所有者名義変更（移転登録）・売却・その他のお手続きについて

■名義変更・廃車手続きをする場合

- ・誰が新しく所有者になるのか、誰がお手続きされるかによって、必要となる書類が異なる場合があります。
- ・所有者名義変更（移転登録）・廃車のお手続き費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。
- ・送付した弊社の印鑑証明書の有効期限は、法務局の発行日から3ヵ月以内になります。

■業者へ売却・オークション出品・手続き代行依頼をする場合

- ・詳しくはご依頼をされる業者等にご確認ください。

■車検証の使用者が所有者になられる場合のご注意

- ・車検証上の使用者のご住所とその方の印鑑証明書の住所が異なる場合には、住所の繋がりのわかる書類（住民票等）が必要になります。
- ・また、上記の場合には車庫証明書（1ヵ月以内発行）が必要になる場合がございます。

※詳しくは、お車をお買い求めになられた販売店やお客さまの住所地を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会事務所の窓口にお問い合わせ下さい。